

## 国際交流事業の助成基準

公益財団法人舞鶴文化教育財団

### 1. 助成の目的

この助成は、舞鶴市民をはじめ京都府民が国際交流活動を活性化させ、府民レベルの国際交流活動を育成・奨励するため、各種交流事業を助成するものである。

### 2. 助成対象事業

- 1) 児童青少年交流促進に関する事業
- 2) 文化交流事業
- 3) 留学生等外国人府民支援事業
- 4) 海外に対する協力事業
- 5) その他市民レベルの国際交流事業で助成の効果が期待できる事業

### 3. 助成の対象先

- 1) 非営利を目的とする団体等であること
- 2) 京都府民に係る団体であること
- 3) 助成対象事業を確実に遂行できる見込みがあること

### 4. 助成対象経費

助成の対象となる経費は、助成の対象となるものが、第2条に規定する事業を行うために直接要する費用とする。ただし、施設費、備品購入費については、理事会で特に必要と認めたものに限る。

### 5. 助成金額

- 1) 助成金は、1事業、最高60万円以下とする。但し、施設費、備品購入費については、1事業80万円以下とする。
- 2) ただし、それを超えるものであっても、事前に団体等からの要請があり、当財団の理事会において必要と判断され、かつ予算の裏づけがある場合には、この限りでない。

## 6. 助成金の交付及び審査

- 1) この助成は、団体等からの交付申請に基づき実施する。団体等の長は、助成金の交付を受けようとする場合には、理事長に対し、助成金交付申請書及び関係書類（組織の目的、規約、活動内容を明らかにする書類並びに助成対象となる事業の計画書など）を添えて、理事長に提出しなければならない。
- 2) 団体等の長は、事業の内容、助成金の用途等に変更があった場合、変更届出書により、その旨、報告を行い了解を得るものとする。
- 3) 理事長は、助成金交付申請書の提出があった場合には、理事会に諮った上で、前条までに定める内容を審査し、助成すべきものと認めた場合には、助成金の交付を決定する。
- 4) 理事長は、助成金の交付を決定した場合には、助成金交付決定通知書により申請した者に対してその旨を通知する。

## 7. 実績報告

助成金の交付の決定を受けたものは、助成事業が完了した日から起算して30日以内または当該年度の末日のいずれか早い日までに、助成事業実績報告書及び関係書類を添えて理事長に提出しなければならない。

## 8. 助成金の交付

理事長は、助成金事業実績報告書を受領したときは、当該書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、助成事業が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは助成金を交付する。

## 9. 前金払

理事長は、助成事業の遂行上必要があると認めるときは、前金払することができる。

以上